

	芦屋町 (H20)	福岡県内団体比較				類似団体比較		その他団体との比較			
		田川市 (H29)	志免町 (H24)	那珂川市 (H23)	宗像市 (H17)	山口県平生町 (H25)	三重県朝日町 (H19)	埼玉県久喜市 (H22)	愛媛県愛南町 (H22)	岩手県紫波町 (H20)	千葉県白井市 (H16)
条例名	芦屋町住民参画まちづくり条例	田川市市民協働のまちづくり条例	志免町みんなの参画条例	那珂川市まちづくり住民参画条例	宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	平生町参加と協働のまちづくり条例	朝日町まちづくり条例	久喜市市民参加条例	愛南町住民参画推進条例	紫波町市民参加条例	白井市市民参加条例
条例の定める内容 (目的から抜粋)	住民参画に関する基本的事項	市のまちづくりの基本理念、市民参加に関する基本的事項	住民参画に関する基本的な事項	住民が市の政策立案、施策運営等の過程に参画するために必要な基本的事項	市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する基本的な事項	住民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的事項	町民参加の基本的な事項	市民参加の基本的事項	住民参画に関し必要な事項	市民参加の基本的事項	市民参加の基本的事項
住民参画手法	現地確認・聞き取り調査、アンケート調査、広報・HPの活用、地域懇談会の実施、公募による住民会議、モニター制度、ワークショップの活用、パブリックコメント、附属機関等の設置、その他町長が必要と認める方法から2以上	住民投票	パブリックコメント、審議会等、ワークショップ、説明会、アンケート、公聴会、モニター制度、住民提案制度から積極的に複数実施するよう努める	審議会等、公聴会、住民説明会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、モニターから1以上、 住民投票 、住民政策提案	附属機関等の設置、市民意見提出手続、市民説明会、市民ワークショップ、 住民投票	政策等の立案から実施及び評価までの過程において、参画を求めること、パブリックコメント	審議会、協議会又は委員会・パブリックコメント手続・町民アンケート・その他適切な方法から効果的なものを選択	附属機関への付議、市民意見提出制度の実施、市民説明会の開催、ワークショップの実施、市民政策提案制度の実施、前各号に掲げるもののほか市の機関が適当と認める方法から1以上	委員会等の設置、住民の意見表明制度の実施、住民の意向調査の実施、意見交換会の開催、政策等の提案の募集	市民会議、意見公募、意見交換会、審議会等から複数のものを行う	審議会等、パブリックコメント、アンケート調査、意見交換会、ワークショップ、 住民投票 、その他の方法
委員の公募	公募等の方法により、幅広い層からの参画に努める	—	—	公募に努める	原則として附属機関等の委員の一部を公募。男女比、年齢構成、重複状況、地域構成等に配慮	一部を公募するよう努める	委員の一部を町民から公募するよう努め、男女比率、年齢構成等を総合的に判断	公募委員を30%以上、女性比率30%以上	2割以上を住民からの公募による委員にするよう努める。女性比率3割以上となるよう努める。	—	—
条例の推進会議体	住民参画推進会議	—	住民参画推進委員会	住民参画推進委員会	市民参画等推進審議会	—	—	—	—	—	市民参加推進会議
住民参画の対象となる施策の記載	あり	—	あり	あり	あり	—	あり	あり	—	あり	あり
附属機関の会議の公開の記載	—	—	—	あり	あり	—	あり	—	—	—	—
取り組みの公表	—	—	毎年度1回、住民参画の実施状況及び実施予定を取りまとめ公表	—	毎年度、市民参画の実施状況及び実施予定を取りまとめ公表	—	—	毎年度、当該年度の予定、前年度の実施状況を公表	前年度における住民参画推進制度の実施状況を公表	毎年度、当該年度の予定、前年度の実施状況を公表	—
条例の見直し	4年を超えない期間ごとに見直しを検討	—	社会情勢及び住民参画の状況に応じて見直し	社会情勢の変化や住民参画の状況を踏まえ	—	—	—	社会情勢及び市民参加の状況に応じて	—	—	—
その他	—	—	—	青少年及び子どもがまちづくりに参加する機会の保障	—	まちづくりの担い手の発掘及び育成に努める	—	—	—	—	—

- 福岡県内：芦屋町以外、4団体が条例を制定。
- 類似団体：類型団体のうち、2団体が条例を制定。類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちである「人口」「産業構造」を基に、分類したもの。(町村Ⅲ-2)
- その他：その他全国で条例を制定している4団体を抜粋。